



報道関係者各位

エコマーク認定基準の制定について (衣服、家庭用繊維製品、工業用繊維製品)

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 (住所:東京都中央区、理事長:森 昭夫)は、8月1日付で下記の認定基準3件を制定しましたので、お知らせします。同日より、新基準での認定審査申込の受付を開始しました。

◇No.103「衣服 Version3」(見直し)

◇No.104「家庭用繊維製品 Version3」(見直し)

◇No.105「工業用繊維製品 Version3」(見直し)

【制定(見直し)の要旨】

商品類型 No.103「衣服」、No.104「家庭用繊維製品」および No.105「工業用繊維製品」の既存の認定基準 Version2(旧基準)は、2003年の制定以来、特にPETボトルを原料とするポリマーリサイクル繊維やケミカルリサイクル繊維を使用した製品を中心に、多くの商品が認定を取得してきました。その一方で、社会全体として繊維製品のリサイクル率が10%台にとどまっているなど、廃棄物の排出量やリサイクル率の改善が進んでいるとは言い難く、エコマーク認定商品においても故繊維をリサイクルした認定商品は相対的に少ないという課題がありました。また、一般消費者の購入する品目の認定取得が比較的少なく、消費者に身近な製品として購買選択や環境意識の啓発へ寄与する場面が少ないという点も課題として挙がっていました。

そこで、認定基準 Version3 では、故繊維由来のリサイクル繊維を別途評価するとともに、環境配慮商品の拡大として植物由来合成繊維や羊毛、セルロース系化学繊維を新たな評価対象として追加しました。また、グリーン購入法や国際的な繊維製品規格などとの整合を図るなど、全面的に基準の見直しを行いました。

認定基準および基準の解説は、エコマーク事務局ホームページ (www.ecomark.jp/nintei) で公開しています。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

電話: 03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。URL: <http://www.ecomark.jp/>